

令和8年 第2回農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月26日(木) 9時30分～10時00分
2. 開催場所 門川町役場 3階議場
3. 出席委員 (10人)
会長 1番 米良 成志
職務代理者 10番 金丸 幸子
委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 池田 新吾
6番 藤本 寿弘 7番 兒玉 道治 8番 川崎 正義 9番 井野内 由美子
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員委員 (0人)
6. 出席最適化 (5人)
推進委員 幸森 秀樹 白木 洋 松本 邦彦 金丸 基治 染田 通明
7. 議事日程 報告第2号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
報告第3号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)の件について
議案第3号 農地の所有権移転申請の件について
議案第4号 農地の転用申請の件について
8. 議事の概要
開会 議長 それでは、開会いたします。
今日の出席委員は10名で議事録署名委員は5番委員と6番委員です。よろしくお願ひ致します。『報告第2号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局長 報告第2号 農地の所有権移転及び転用届出の件についてです。議案書の2頁をご覧ください。農地法第5条の届出を受理したことを報告します。申請2件の3筆です。申請番号1、場所は大字門川尾末字横枕の2筆で、両地目とも田で合計面積は1,186㎡です。転用事由は、個人住宅兼事務所と土場を目的とした有償による所有権移転です。3頁に地図を掲載しています。梅ノ木地区と平城地区を結ぶ新しい町道の西側に申請番号1の申請農地があります。申請番号2、場所は庵川西1丁目の1筆で、両地目とも畑、面積は335㎡です。一般住宅を目的とした、有償による所有権移転です。4頁に地図を掲載しています。加草地区から丸バエ川を渡った庵川西地区の区画整理済みの住宅地内に、申請番号2の申請農地があります。以上、報告になります。
議長 事務局の説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいてください。次に、『報告第3号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局長 報告第3号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)の件についてです。議案書の5頁を

事務局長	<p>ご覧下さい。農地法第3条の届出を受理したことを報告します。申請1件の4筆です。相続による所有権移転です。申請番号1、場所は大字庵川字角石が3筆、大字庵川字神田作が1筆です。登記簿地目は畑、現況地目は山林原野で、合計面積は1,440㎡です。6頁に地図を掲載しています。庵川地区の延岡家畜市場に隣接した場所に申請農地があります。以上、報告になります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいてください。次に、『議案第3号 農地の所有権移転申請の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第3号 農地の所有権移転申請の件についてです。議案書の7～9頁をご覧ください。農地法第3条の許可申請があったので審議を求めます。申請3件の24筆です。申請番号1、場所は大字川内字熊毛多の2筆で、両地目とも畑、合計面積は582㎡です。有償での所有権移転です。申請番号2、場所は大字川内字北の内の5筆で、両地目とも田が4筆、両地目とも畑が1筆で合計面積は833㎡です。無償での所有権移転です。申請番号3、場所は大字加草字馬渡が1筆、大字加草字中村が16筆で両地目とも畑で合計面積は2,210㎡です。無償での所有権移転です。10頁～13頁に地図を掲載しています。10頁をご覧ください。西門川の津々良地区を西に向かった国道388号線沿いの熊毛多集落のバス停のそばに、申請番号1の農地があります。11頁をご覧ください。小松集落の手前の谷沿いに申請番号2の農地があります。12・13頁をご覧ください。中村地区の集落内に申請番号3の農地があります。以上、ご審議願います。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。申請番号1・2の推進委員のご意見を伺います。</p>
幸森推進委員	<p>推進委員の幸森です。2月17日に岡田係長案内の元、池田委員、井野内委員、私の4名にて現地確認を行いました。申請番号1は有償による所有権移転になります。場所は、国道388号線の熊毛多入口バス停より20m奥の方になります。現在は草刈りもされていますが、一部は野菜を植えるための耕耘もされていました。譲渡人が町外の方で譲受人がこの土地を管理しており、問題もありません。申請番号2は無償での所有権移転になります。国道388号線の小松バス停より集落の方に約70m奥に入った所になります。三方張りの谷を挟んで左右に申請農地があります。譲受人の家の裏に小さな小道がありますがここに4筆、それから谷を挟んで1筆あります。この1筆に関しては、原野化しており譲渡人の方は隣町に在住で高齢でもあり、農地の管理ができず今後のことを考えておられました。この件に関しては、2月20日に再度確認をし近くに親戚関係もなく無償での所有権移転に至ったという事です。ご審議の程、よろしく願います。</p>
議長	<p>推進委員のご意見を伺いました。ご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方挙手願います。全員賛成です。次に申請番号3のご意見を伺います。ここで2番委員が退出します。推進委員の説明をお願いします。</p>
染田推進委員	<p>推進委員の染田です。2月19日に岡田係長案内の元、川崎委員、津島委員、私の4名にて現地確認を行いました。場所は、中村道沿線にあるごみステーションより公民館の方に入り、公民館周辺に16筆点在しており、現在保全管理されています。もう1筆は馬渡にあり森林原野化しております。譲渡人に関しては、現在ビニールハウスでトマト栽培を経営しており実績もありますが、これから先のことも考え実弟に無償での所有権移転に至りました。譲受人</p>

染田推進委員 も前向きに頑張っており周辺調和にも問題ないです。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 推進委員のご意見を伺いました。ご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。ここで2番委員が入室します。次に、『議案第4号 農地の転用申請の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第4号 農地の転用申請の件についてです。議案書の14頁をご覧下さい。農地法第4条の許可申請があったので審議を求めます。申請件数1件の2筆です。申請番号1、場所は大字加草字中村の2筆で、両地目とも田が1筆、両地目とも畑が1筆、合計面積が486㎡です。転用事由は、個人住宅を目的とした転用です。15頁に地図を掲載しています。中村集落内に申請農地があります。この地区は、都市計画法第34条第11号に基づく既存集落に指定されており、自己居住用の一戸建てが可能となっている区域となっています。都市計画法の条例の資料を配布しています。県から指定をされており中村地区、小園地区、城屋敷地区に関しては既存集落・コミュニティの維持が困難であるので、限界集落とならない様に一般住宅が建てられる法の手続きをしております。以上、ご審議願います。

議長 事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。

染田推進委員 推進委員の染田です。2月19日に岡田係長案内の元、川崎委員、津島委員、私の4名にて現地確認を行いました。場所は中村公民館入口の2筆です。今回、個人住宅を目的とした地目変更の申請になります。現況は周辺に問題はありませぬ。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 推進委員のご意見を伺いました。ご意見はございませんか。

藤本委員 ここは調整区域、農振区域になっている所ですか。

事務局 この地域は市街化調整区域にはなっていますが農振地域にはなっていません。先程の資料の分ですが、都市計画法第34条第11号の指定区域が市街化調整区域であっても、一般の住宅を建てることのできるという地域を建設課が指定している区域になっており、今回はその範囲内に入っているということです。農家の方だけでなく一般の方でも宅地にできる地域となっています。県の許可も通常通り必要なので、農業委員会の意見も付けて県に報告をして許可を待つこととなります。以上です。

藤本委員 23年の6月に同じような案件が出てきて、都市計画の中の区域だから問題はないということでしたので、それと同じということでもよかったですか。

事務局長 23年6月は県の条例が変わったということで、9月に改正されて、土地の区域の指定が可能となったことに基づき門川町が、城屋敷地区、小園地区、中村地区を既存集落として認めてくださいと県にお願いをし、県の都市計画審議会を通して3地区が既存集落と認められて、建築が可能となったということです。

議長 他にご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。これで令和8年第2回農業委員会定例総会を閉会します。

令和8年2月26日

議事録署名人

5番委員

池田新吾

6番委員

藤本 利弘